

お知らせ

令和元年12月2日（月）から 運転免許証を再交付申請できる要件 が変更になります。

これまでは、運転免許証を再交付する要件として亡失・滅失、汚損・破損等といった理由でなければ再交付申請ができませんでしたが、

- ☆ 氏名や住所等の記載事項を変更したとき
- ☆ 免許の条件が追加されたり、変更されたとき
- ☆ 免許証の備考欄に免許の条件または記載事項の変更に係る記載を受けているとき
- ☆ 免許証に表示されている写真を変更しようとするとき

等といった要件でも再交付申請が可能となりました。

《受付場所・時間》

- 運転免許センター（即日交付）
平日（月～金） 8:30～11:00 13:00～15:30
- 住所地を管轄する警察署（後日交付）
平日（月～金） 8:30～16:45

《申請に必要な物》

- 運転免許証【亡失・滅失の場合を除く】
- 申請用写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身の縦3cm×横2.4cm）1枚
- 再交付手数料 2,250円
- 身分を確認できる物（健康保険証、旅券、社員証等）【亡失・滅失の場合】
- 記載事項変更がある場合
 - ◆ 氏名、本籍の変更、旧姓の記載を希望する場合
本籍（国籍）記載の住民票
旅券等（住民基本台帳法の適用を受けない方）
 - ◆ 住所のみの変更
新住所が確認できる物
（住民票、健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）、郵便物等）

お問い合わせ

運転免許センター（代表：059-229-1212）又は最寄りの警察署へお問い合わせください。